



R3ひとり親世帯給付金を受取済みでない方へ

R3子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の児童(特別児童扶養手当対象障害児
の場合、**20歳未満**)を養育する父母等
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② { ■ 令和3年度**住民税(均等割)が非課税**の方
または
■ 令和3年1月1日以降の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

●川西市役所 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金
その他世帯(ひとり親世帯以外分) 担当コールセンター
☎072-744-5040 (受付時間 平日9:00~17:00)

■厚生労働省 コールセンター

0120-811-166 (受付時間:平日9:00~18:00)

3.給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 令和3年7月末頃から順次、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
- ▶ 該当者には、事前に支給決定通知書を送付します。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方(例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ※ 基準により、ご申請いただいても該当しない場合があります。
- ※ 申請様式等は、川西市ホームページよりダウンロードできます。



◎ 申請期限 令和4年2月28日(月)

※令和4年2月末に出生した新生児:令和4年3月15日(火)17時まで

- ▶ 詳しくは、下記までお問い合わせください。

●川西市役所 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 その他世帯(ひとり親世帯以外分)

コールセンター、専用窓口

川西市役所3階(教育委員会内) 〒666-8501川西市中央町12-1

☎072-744-5040 (受付時間 平日9:00~17:00)

コールセンター、専用窓口 開設期間(R3.7/15~R3.10/29)

11/1以降のお問い合わせ等は川西市こども支援課(072-740-1246、市役所3階⑥番窓口)まで



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。